

広島県告示第六百六十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項の規定により、公有水面の埋立てによつて次の表の上欄に掲げる土地が福山市の区域内に生じた旨及び同法第二百六十六条第一項の規定によつて当該土地を同表下欄に掲げる町の区域に編入する旨、福山市長から届出があった。

平成二十三年七月十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

福山市箕沖町一〇八の二、一〇八の四及び一〇八の六の地先公有水面	位 置	八、四五六・五〇平方メートル	上 欄
	面 積		下 欄
福山市箕沖町			